

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-0031
(ふりがな)
住 所 東京都中央区京橋1-12-5
(ふりがな)
氏 名 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
りじちよう
理事長
にしじよう あつし
西條 温

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
電話番号
電子メールアドレス:

ケーブルテレビ事業者は、地域の公共的な情報通信基盤として、いわゆるディバイド地域を含めた全国各地域で先行的に加入光ファイバ網を含むブロードバンドアクセス網を構築してきたところであり（世帯カバー率約90%、加入率約45%）、今後とも厳しい設備競争及びサービス競争の中でも地域に寄り添った様々な創意工夫を行いつつ事業展開を行い、「光の道構想」の推進にも大きな役割を果たしうる存在と考えています。

このような中、当連盟として、平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に際し、次のような再意見を申し上げる次第です。

1 接続料の低廉化及び分岐単位の設定について

当連盟及び他の設備構築事業者の意見のとおり、NTT東西の加入光ファイバ接続料が低廉化し、また接続形態の多様化が進展することは、ネットワークの利用促進に一定の効果が期待できる反面、設備競争が実質的に阻害される可能性があることから、このようなおそれが生じないよう、設備競争の持続可能性の確保やネットワーク設備の独占化傾向の回避方策等について十分に時間をかけて議論し、適切な対策が講じられることを要望する。

また、「光の道」の整備はFTTHのみならずケーブルテレビや無線を含めて技術最適の観点から行われることとされており、需要予測等についてもこの点への配慮が必要と考える。

なお、より詳細な分岐単位の設定については、従前から指摘されている技術面や運用面等での課題が適切に解決され、利用者が低廉で高品質なサービスをトラブル無く利用できる環境が担保されることが実施に不可欠な前提であり、引き続き十分な検討が必要である。

2 需要・費用の予測方法及び乖離額調整について

事後的な乖離額の調整を前提として恒常的に実施することは、接続事業者の経営上の予見可能性が損なわれかねないこと、公平性の観点から問題が生じやすいこと、NTT東西のコスト削減面でのモラルハザードを助長しやすいと考えられること等から、認めるべきではない。仮に厳格な判断の下に特例的に調整を行うことがやむを得ないと認められる場合であっても、調整対象となる乖離額は極力抑制することが必要である。

以上

（※文中では敬称を省略しております。）